

航空ニュース

第7627号 2021年 2月 17日(水曜日)

発行：株式会社 航空ニュース社 ◇航空ニュース：毎週 月・水・金曜発行（祝・休日休刊）
発行人：廣川誠司 〒116-0002 東京都荒川区荒川 7-44-4 Tel 050-5309-3247（代表）／Fax 03-6685-7438
WEB：www.kokunews.com メール：newsac@kokunews.com 本紙の複製、引用・転載・記載を禁ずる。

＝目 次＝

◎航空局企画競争、新潟空港経営改革総合アドバイザー業務等の請負	2
◎航空局企画競争、大分空港経営改革総合アドバイザー業務等の請負	2
◎航空局企画競争、小松空港経営改革総合アドバイザー業務等の請負	2
◎国交省、第5回「交通運輸技術フォーラム」を3月9日に開催	3
◎NAA、空港内連絡バスに無料Wi-Fi導入・国内空港発	4
◎中部国際空港会社、訪日外国人向け観光案内「Tourist Information&Service」閉館	4
◎中部国際空港旅客サービス、Centrair Executive Cardを3月末サービス休止	4
◎IHI、2月13日の福島県沖地震影響で相馬第一・第二工場が操業停止	5
◎芙蓉リース、航空機部品トレードプラットフォームePlane社と資本業務提携	5
【特別寄稿】◎宇宙ビジネスの現状と法環境 第6回：宇宙ビジネスと輸出管理 センチュリー法律事務所 弁護士 北村尚弘	6



株式会社ITCエアロリーシング

30余年の経験と実績

航空機専門商社・リース会社

機材・部品調達 買取 査定 リース

03-3555-3621 www.itca.co.jp/ja



【特別寄稿】◎宇宙ビジネスの現状と法環境 第6回：宇宙ビジネスと輸出管理

センチュリー法律事務所
 弁護士 北村尚弘

1 はじめに

従前の宇宙開発は、国家主導のもと、国家単位で競争が行われてきた。これに対し、近年の宇宙開発では、民間企業主導のもと、グローバルに競争が行われている。そのため、海外との取引が欠かせないものとなってきているが、宇宙ビジネスに用いられる技術は軍事転用も可能なものもあり、安全保障の観点から規制を受けることがある。

そこで、本稿では、宇宙ビジネスにおける輸出管理についてご紹介したい。

2 輸出

「輸出」とは、一般的に、国内にある貨物を外国に向けて送り出すことをいう。

輸出は、原則として自由であるが、安全保障の観点から外為法によって例外的に規制を受けることがある。この規制は、「リスト規制」と「キャッチオール規制」の2つに分かれている。

(1) リスト規制

「リスト規制」とは、国際輸出管理レジームにおいて輸出規制を行うべきものとして合意された貨物に対する規制である。

規制対象仕向地は全地域であり、規制対象貨物は下表のとおりである。

輸出令別表第一	規制対象貨物	
1	武器	武器
2	大量破壊兵器関連貨物	原子力関連貨物
3		化学兵器関連貨物
3の2		生物兵器関連貨物
4		ミサイル関連貨物
5	通常兵器関連貨物	先端素材
6		材料加工
7		エレクトロニクス
8		電子計算機
9		通信機器
10		センサー／レーザー
11		航法装置
12		海洋関連装置
13		推進装置
14		その他
15	機微品目 (5～13のうち、特に機微な品目)	

表を見ると、武器・兵器関連のものが規制対象であることがわかるが、宇宙ビジネスで用いられる貨物もこれに含まれることがあるため、注意が必要である。

規制対象貨物に該当するかの判断にあたっては、

- ①輸出令別表第一
- ②貨物等省令
- ③運用通達

の3つをチェックする必要があるが、一般的には、経済産業省のホームページにある「貨物のマトリクス表」がよく利用されている。

(2) キャッチオール規制

「キャッチオール規制」とは、リスト規制の対象外の貨物に対する、大量破壊兵器の開発等に用いられるおそれがあるものについての補完的規制である。

規制対象仕向地はホワイト国以外であり、規制対象貨物は食料品や木材等を除くほぼすべての一般産業製品となる。

キャッチオール規制は、「大量破壊兵器キャッチオール規制」と「通常兵器キャッチオール規制」の2つに分かれており、要件の違いは下表のとおりである。

規制の種類	規制対象地域	客観要件に該当する場合		インフォーム要件に該当する場合
		用途要件に該当する場合	需要者要件に該当する場合	
大量破壊兵器 キャッチオール 規制	ホワイト国 以外	許可必要	許可必要	許可必要
通常兵器 キャッチオール 規制	国連武器禁輸国	許可必要	—	許可必要
	国連武器禁輸国 及びホワイト国 以外	—	—	許可必要

「規制対象地域」のうち、「ホワイト国」とは、アメリカ、カナダ、フランス、ルクセンブルク、ニュージーランドなどをいう。また、「国連武器禁輸国」とは、アフガニスタン、イラク、レバノン、リビア、北朝鮮などをいう。韓国、中国、ロシア、トルコ、ミャンマーなどはそれ以外の国という扱いになる。

「客観要件」とは、輸出貨物が、用途や需要者から見て、大量破壊兵器の開発等に用いられるおそれがある場合をいい、「用途要件」と「需要者要件」に分かれる。「用途要件」とは、大量破壊兵器の開発に用いる旨が契約書に記載されている場合をいい、「需要者要件」は、需要者が「外国ユーザーリスト」に記録されている場合をいう。

「インフォーム要件」とは、大量破壊兵器の開発等に用いられるおそれがあるとして、経済産業大臣から許可申請すべき旨の通知を受けた場合をいう。

（3）例外

上記規制には例外が規定されており、よく用いられるのが、「無償特例」と「少額特例」である。

「無償特例」とは、輸出許可に基づき輸出した機械を、修理のために日本に無償で輸入したうえで修理し、無償で再度輸出する場合などに適用される。

「少額特例」とは、イラン・イラク・北朝鮮以外を仕向地とする場合で、総価額が 100 万円以下（告示貨物の場合は 5 万円以下）のものに適用される。

3 役務取引

「役務取引」とは、労務や便益の提供を目的とする取引であり、具体的には、運輸、保険、工事請負などのサービスの提供のほか、技術や情報の提供も含まれる。

輸出同様に、役務取引も、原則として自由であるが、安全保障の観点から外為法によって例外的に規制を受けることがある。

（1）規制対象行為

規制対象行為としては、主に以下のようなものが挙げられる。

- ・居住者又は非居住者が行う、特定技術を特定国において提供することを目的とする取引
- ・居住者が行う、特定技術を特定国の非居住者に提供することを目的とする取引
- ・USB メモリ等の特定記録媒体等の国境を越えた持ち出し
- ・特定国において受信されることを目的とした特定技術を内容とする情報の送信

（2）規制対象技術

規制対象技術に該当するかの判断にあたっては、

- ①外為令別表
- ②貨物等省令
- ③役務通達

の 3 つをチェックする必要がある、一般的には、経済産業省のホームページにある「技術のマトリクス表」がよく利用されている。

（3）例外

上記規制には例外が規定されており、よく用いられるのが「公知の技術」である。これは、

- ・書籍、インターネット等によりすでに公開されている技術の提供
- ・学会誌、講演会・シンポジウムの議事録等、不特定多数の者が入手可能な技術の提供
- ・ソースコードが公開されているプログラムの提供

などの場合に適用される。

4 再輸出規制（米国・中国）

以上が日本における輸出規制であるが、最後に、米国及び中国における再輸出規制についても言及したい。

前者は、米国からいったん輸出された米国産貨物・技術が、輸入国から再び輸出される場合に、当該輸入国の輸出規制のほか、米国法に基づく審査も必要となるというものである。すわなち、米国から日本に輸出された米国産貨物・技術を、日本から第三国に再輸出する場合には、米国法の輸出規制についても検討する必要がある。

後者については、2020年10月17日に中国において輸出管理法が成立し、草案にあった再輸出条項は削除されたものの、「再輸出」の文言は残り、下位規則に委ねられる形となったため、今後の動向には注意が必要である。

5 まとめ

近年、日本国内においても、宇宙ビジネスに参入する民間企業が増加しつつあるが、宇宙ビジネスに用いられる技術は軍事転用も可能な機微技術であることがあるため、海外と取引する際には輸出管理に注意する必要がある。きちんとした輸出管理を行うことで、宇宙ビジネスにおいて世界を代表するような企業が日本から誕生することを期待したい。

[著者略歴]

北村尚弘（きたむら・なおひろ）

- ・2013年12月弁護士登録
- ・JAXAでのインターンをきっかけとして、宇宙ビジネスに関わる。
- ・宇宙ビジネスに関する複数の団体に所属するほか、弁護士有志にて「一般社団法人日本スペースロー研究会」を設立し、法的・政策的観点から宇宙ビジネスをサポートしている。